

鳥羽市新入生等応援金の支給について

教育委員会学校教育課 ☎ (25) 1265

子どもたちの成長の節目となる小・中学校などへの入学ならびに中学校等卒業後の進路にかかる準備の際には、さまざまな購入品が必要となります。

そこで、市では新たに子育てにかかる経済的負担を軽減するための応援金を支給し、次代を担う子どもの健やかな成長を支援します。



支給対象者

令和5年10月1日から令和6年1月1日まで継続して鳥羽市内に住民登録があり、令和6年4月から学校教育法で定める小学校・中学校等へ入学する児童・生徒および令和6年3月に中学校等を卒業する生徒の保護者

申請方法

1月上旬に対象者へ支給申請書を送付します。同封の申請書に必要な事項を記入のうえ、振込口座を確認できる通帳等の写しを添付し、学校教育課へ返送してください。

申請期限 令和6年2月2日(金) 必着

支給金額

児童・生徒1人につき	
小学校等に入学	3万円
中学校等に入学	5万円
中学校等を卒業	5万円

※所得や家族構成に制限なく受給できます。

支給方法

申請書を確認のうえ、交付決定通知書を送付し、令和6年3月末までに口座振込により支給します。



鳥羽市低所得世帯等支援給付金(追加分)(7万円/1世帯)のご案内

健康福祉課生活支援係 ☎ (25) 1115

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において「物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける」とされたことを踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、1世帯当たり7万円を追加で支給することとなりました。給付金を受け取るためには手続きが必要ですので、以下のとおりご案内します。

①追加分支給額

1世帯あたり7万円

②対象となる世帯

令和5年12月1日時点で鳥羽市に住民登録があるかた(住民登録はないが日本国内で生活しているかたを含む)の世帯であり、世帯全員の「令和5年度の住民税均等割」が非課税である世帯。ただし、世帯全員が令和5年度住民税課税者の税法上の扶養親族等となっている世帯は除きます。

※鳥羽市低所得世帯等支援給付金(3万円)を受給した世帯でも、世帯全員が住民税課税者の扶養親族となっている世帯や家計急変世帯は追加分(7万円)の対象外です。

③申請方法(世帯によって異なります)

②の世帯に令和6年1月上旬ごろまでに鳥羽市から支給にあたっての確認書を送付する予定ですので、内容を確認し、必要事項を記載のうえ、期限までに返送してください。

※DV等避難者や令和5年1月2日以降に転入・世帯員変更があった世帯など、申請が必要な場合があります。対象であるのに確認書が届かない場合にはお問い合わせください。

④申請期限

令和6年3月1日(金)

⑤申請書配布場所

保健福祉センターひだまり窓口または市ホームページからダウンロードできます(郵送を希望される場合にはお問い合わせください)。※虚偽の内容により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

注意! 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください! 職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。